

20年に1度

式年遷宮を迎えた 「お伊勢さん内宮ご参拝」& 志摩海女小屋で頂く海の幸ご昼食



ご旅行日：2013年11月19日(火)

ご旅行代金：お1人様4800円

募集人数
80名様

今年は20年に1度の伊勢神宮式年遷宮の年です。
内宮の式年遷宮の遷御(せんぎょ)は10月2日(水)に行われます。
神様のお引越しもと言われる遷御が終わり、新しくなったご正宮へ
ご参拝頂きます。
またご昼食は、伊勢志摩の海女小屋体験施設にてご用意しています。
囲炉裏で焼いた伊勢志摩の新鮮海の幸をお召し上がりください

このご旅行の3つのポイント...

- ①式年遷宮後の新しい内宮ご正宮ご参拝
- ②海女さんが話す「海女小屋」にて海鮮のご昼食
- ③大王崎散策&おはらい町でのお買い物

おいしい
海の幸を
食べに来



ポイント

①

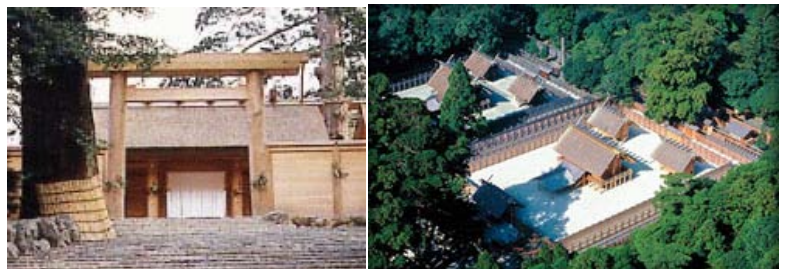
伊勢神宮式年遷宮について



日本人のこころのふるさと・伊勢神宮。
この伊勢神宮では、平成25年秋に行われる
「第62回神宮式年遷宮」へ向けて、諸準備が
進められています。

式年遷宮とは、式年として定められた20年に
1度、内宮・外宮の正宮や別宮などの建物を
造り替え、神様にお遷りいただく伊勢神宮
最大最重要の神事です。

式年遷宮はいわば神様のお引越し。
この貴重な機会にぜひご参拝ください。



写真左：内宮ご正宮
写真右：新旧のご正宮が並ぶ風景(平成5年のもの)

ご参拝後は・・・
大勢の観光客でにぎわうおはらい町&おかげ横丁にて
お買い物をお楽しみください。

※写真は全てイメージです。

ポイント

伊勢志摩 海女小屋体験ご昼食について



海女さんが漁で疲れた体を休める場所が海女小屋。小屋の中央には火場(囲炉裏)を配し、海女さんが自ら志摩の海で取れた魚介類を一番おいしい火加減で海女さんが焼いてくれます。



お客様5名につき1名の海女さんが焼いてくれます!! 楽しみですね~

現役の海女さん、もしくは元海女さんから普段はなかなか聞けない海女漁の話や、気さくな海女さんとの会話とともに頂く新鮮な海の幸は格別です。伊勢えび(半身)やさざえ、てこね寿司などをお召し上がり頂く予定です。(時価につき変更もあり) 特別な空間にておいしいお食事をお楽しみ下さい。

ポイント

3

大王崎灯台周辺散策



大王崎の白亜の灯台の上部へは入場することができます。360°のパノラマは絶景です。(この際の入場料200円は、当日自己負担となりますのでご了承下さい。)

この灯台は、今年3月「国の登録有形文化財」に指定された貴重な建物です。

また、大王崎の港近くには海産物店が軒を連ねます。干物などが購入できます。



ご旅行日の行程

8:00 四日市市勤労者・市民交流センター == 鈴鹿IC == (休憩) ==

伊勢西IC == 志摩市大王崎灯台周辺(約30分) == 昼食: 志摩市海女小屋(約90分)

※一度に食事できる人数に限りがあるため、大王崎灯台周辺散策と昼食は1号車と2号車の入れ替え制にてご案内させていただきます。ご了承ください。

== 伊勢神宮内宮・・・おはらい町散策(約2時間) == 伊勢西IC == (休憩) ==

鈴鹿IC == 18:30頃 四日市市勤労者・市民交流センター ※== バス移動・・・徒歩

旅行条件(お申込前に必ずお読み下さい)

- 旅行のお申込
当社は、電話、郵便、ファックスその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを承ります。旅行代金のご入金はお申込み日から1週間以内に申込金として全額をご入金いただくようお願い致します。
・日帰りコースの出発確定は10日前となります。
・申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。ただし、お申込コースの変更、その他の場合において既にお預かりしている金額と、上記の金額が異なる場合は、その時点では差引精算はせず、既にお預かりしている金額をもって申込金とします。
- お客様の交代
お客様は当社の承諾を得て、交替に要する実費をお支払いいただき契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- 契約成立の時期と最終行程表
旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金又は旅行費用全額を受理した時のみに成立するものとします。但し、「振込」の場合は、お客様の振込手続きが完了した時点で成立とします。確定された旅行日程を記載した「旅のしおり」は旅行出発日の遅くとも前日までにお渡しします。尚、期日前であってもお問い合わせがあれば手配状況について説明致します。但し、出発日の5日前以降にお申込みの場合は出発当日にお渡しすることがあります。

- 最少催行人員
20名様より出発確定
- 旅行契約の解除、払戻
お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払戻し致します

出発日から起算して	10~8日前まで	7~2日前まで	前日	当日	旅行開始後
	20%	30%	40%	50%	100%

- 当社による旅行契約の解除・催行中止および払戻し
お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。お客様の人数が、最少催行人数に達しなかったときは、旅行の実施を取りやめる場合があります。この場合は、出発の10日までにその旨を連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金を払戻して、当該の旅行契約を解除致します。

企画：四日市市勤労者・市民交流センター

旅行企画実施/受付：富士交通株式会社

三重県知事登録旅行業2-157号

〒510-0074 四日市市鶴の森2丁目1-10

TEL 059-352-5403

FAX 059-352-7847

総合旅行業務取扱管理者：萩 文三男